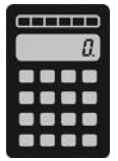


# 個人住民税



## 年金特徴の見直し

税制改正により次のとおり年金特別徴収（年金からの住民税天引き）の方法が今年から4月分から変更になりますのでお知らせします。

### 【変更内容】

これまで、仮徴収と本徴収とで徴収額が不均衡となってしまうため、徴収方法が改められました。※これにより新たな税負担は生じません。

お問い合わせ  
財務課税務係

☎ 68-7002 (保直通)

### 住民税年金特別徴収の例

平成28年度住民税額 36,000円  
平成29年度・30年度住民税額 60,000円 の場合

#### ▶現在の住民税年金特別徴収方法

	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
H28年度	36,000円	10,000円 (×3回=30,000円)			2,000円 (×3回=6,000円)		
H29年度	60,000円	2,000円 (×3回=6,000円)			18,000円 (×3回=54,000円)		
		■ 29年度仮徴収額 4・6・8月分 → 28年度2月分と同じ金額			■ 29年度本徴収額 10・12・2月分 【年税額(60,000円) - 仮徴収額計(6,000円)】÷3回=18,000円		
H30年度	60,000円	18,000円 (×3回=54,000円)			2,000円 (×3回=6,000円)		
		■ 30年度仮徴収額 4・6・8月分 → 29年度2月分と同じ金額			■ 30年度本徴収額 10・12・2月分 【年税額(60,000円) - 仮徴収額計(54,000円)】÷3回=2,000円		



仮徴収と本徴収の間で徴収額が不均衡になり平準化されません。  
(仮徴収、本徴収で金額の差が大きく、年によって交互に繰り返されます)

※それでは、上記を参考に31年度の仮徴収と本徴収の金額を空欄に入れてみてください。

問題1	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
H31年度	60,000円	①	②	③	④	⑤	⑥

円000'81 ⑨~⑦ 円000'2 ⑧~① : ㄥ景

#### ▶平成29年4月以降住民税年金特別徴収方法

	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
H28年度	36,000円	10,000円 (×3回=30,000円)			2,000円 (×3回=6,000円)		
H29年度	60,000円	6,000円 (×3回=18,000円)			14,000円 (×3回=42,000円)		
		■ 29年度仮徴収額 4・6・8月分 【28年度年税額(36,000円)】÷2回(仮徴収・本徴収)÷3回(仮徴収回数)=6,000円			■ 29年度本徴収額 10・12・2月分 【年税額(60,000円)-仮徴収額計(18,000)】÷3回(本徴収回数)=14,000円		
H30年度	60,000円	10,000円 (×3回=30,000円)			10,000円 (×3回=30,000円)		
		■ 30年度仮徴収額 4・6・8月分 【29年度年税額(60,000)】÷2回(仮徴収・本徴収)÷3回(仮徴収回数)=10,000円			■ 30年度本徴収額 10・12・2月分 【年税額(60,000)-仮徴収額計(30,000)】÷3回(本徴収回数)=10,000円		



年税額が2年連続同じ場合は、徴収額が平準化されます。  
(1年間で徴収額が均等化され、1回に徴収される額が同じになります)

※それでは、上記を参考に31年度の仮徴収と本徴収の金額を空欄に入れてみてください。

問題2	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
H31年度	60,000円	①	②	③	④	⑤	⑥

円000'01 ⑨~① : ㄥ景